

事務連絡  
令和2年3月10日

全国健康保険協会 御中

厚生労働省保険局保険課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う  
任意継続被保険者に係る保険料等の取扱いについて

健康保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う任意継続被保険者に係る保険料等の取扱いについて、下記のとおりお示しするため、運用に当たって、十分に御留意の上、適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1 任意継続被保険者の保険料の納期限の取扱いについて

任意継続被保険者に対する保険料の納期限については、健康保険法（大正11年法律第70号）第164条第1項の規定に定められ、同法第38条等の規定により、納付期日までに納付しなかった場合には、納付の遅延について正当な理由がある場合を除き、任意継続被保険者の資格を喪失すること等とされているところ、新型コロナウイルス感染症により任意継続被保険者に発生した状況に応じて、当該正当な理由があるものと認めることが可能であるため、適切な措置を講じられたいこと。なお、任意継続被保険者の保険料の前納については、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第139条第1項において、前納に係る期間の初月の前月末日までに払い込まなければならないとされていることに留意すること。

上記の措置を講ずる場合については、当該措置の周知徹底に努めていただきたいこと。

2 任意継続被保険者の申出期間を経過した者の取扱いについて

健康保険法に基づく任意継続被保険者の申出については、健康保険法（大正11年法律第70号）第37条第1項の規定に基づき、被保険者の資格を喪失した日から二十日以内に行うこととされているところ、今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、その感染拡大を十分に防止することが求められていること等も踏まえ、郵送による申出

を積極的に活用する、やむを得ない理由が有る場合には申出の遅延を認めるなど、適切に対応いただきたいこと。

なお、窓口業務での対応が発生する場合には、「新型コロナウイルス感染症に対する医療保険関係事業者の対応について」（令和2年2月26日付け厚生労働省保険局事務連絡）の2（1）においてお示ししているとおり、被保険者証の発行など、迅速な処理が必要な業務については、遅滞なく行われるよう留意しつつ、感染拡大が生じないように、受付時間の適切な設定、待合スペースの確保、職員のマスク着用等に留意すること。

### 3 船員保険制度における対応について

船員保険制度においても、1及び2と同様の対応を行っていただきたいこと。